

# 住居確保給付金

## (転居費用扶助)

|      |  |
|------|--|
| 支給額  | 市内転居の場合、次の金額を上限として、転居に係る費用の実費分を支給<br>【世帯人数】<br>1人:111,000円 2人:132,000円 3~5人:144,100円<br>※市外転居の場合は、個々に説明をさせていただきます。 |
| 支給方法 | 事業者等への直接振込   |
| 対象経費 | 家財の運搬費用、転居先の住宅に係る初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料)、ハウスクリーニングなどの原状回復費用及び鍵交換費用等<br>※敷金、前家賃、家財及び設備の購入費は対象となりません。           |

転居により  
家計改善を目指す  
給付金です。



### 受給要件

(下記①~⑧の要件全てに当てはまる方が対象となります)

| ①    | 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者もしくはその同一世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入額が著しく減少、経済的に困窮し、住居喪失者または住居喪失のおそれのある者であること   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
|------|--|------|------------|----|----------------------------------|----|-----------------------------------|----|-----------------------------------|
| ②    | 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| ③    | 申請日の属する月において、属する世帯の生計を主として維持していること   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| ④    | 申請月における、申請者及びその同一世帯に属する者の収入の合計額が収入基準額以下であること<br><table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>収入基準額(月收入)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人</td><td>118,000円(基準額81,000円+家賃上限37,000円)</td></tr><tr><td>2人</td><td>168,000円(基準額124,000円+家賃上限44,000円)</td></tr><tr><td>3人</td><td>207,100円(基準額159,000円+家賃上限48,100円)</td></tr></tbody></table><br>※収入に、含むものは別途お問い合わせください。                              | 世帯人数 | 収入基準額(月收入) | 1人 | 118,000円(基準額81,000円+家賃上限37,000円) | 2人 | 168,000円(基準額124,000円+家賃上限44,000円) | 3人 | 207,100円(基準額159,000円+家賃上限48,100円) |
| 世帯人数 | 収入基準額(月收入)   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| 1人   | 118,000円(基準額81,000円+家賃上限37,000円)   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| 2人   | 168,000円(基準額124,000円+家賃上限44,000円)  |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| 3人   | 207,100円(基準額159,000円+家賃上限48,100円)  |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| ⑤    | 申請日における申請者及びその同一世帯に属する者の所有する金融資産(預貯金、現金、債券、株式、投資信託、暗号資産等)の合計額が右の金額以下であること(ただし、100万円を超えないものとする)<br><table border="1"><thead><tr><th>世帯人数</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>1人</td><td>486,000円</td></tr><tr><td>2人</td><td>744,000円</td></tr><tr><td>3人</td><td>954,000円</td></tr></tbody></table>   | 世帯人数 | 金額         | 1人 | 486,000円                         | 2人 | 744,000円                          | 3人 | 954,000円                          |
| 世帯人数 | 金額   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| 1人   | 486,000円   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| 2人   | 744,000円   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| 3人   | 954,000円   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| ⑥    | 家計の改善のために次のア)またはイ)のいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると福祉事務所が認めること。<br>ア)転居に伴い申請者が賃借する住宅の1月あたりの家賃の額が減少し(申請者が持ち家である住宅に居住している場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1月当たりの家賃が減少する場合を含む。)、家計全体の支出の削減が見込まれること。<br>イ)転居に伴い申請者が賃借する住宅の1月当たりの家賃の額が増加する(申請者が持ち家である住宅に居住している場合または住居を持たない場合であって、その居住の維持または確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の1月当たりの家賃が増加する場合を含む。)が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。 |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| ⑦    | 自治体等が実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付を、申請者及びその同一世帯に属する者が受けていないこと。  |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |
| ⑧    | 申請者及びその同一世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと   |      |            |    |                                  |    |                                   |    |                                   |

お問い合わせ先:健康福祉部 地域福祉課 生活支援係  
電話:0561-76-8141

※その他、生活にお困りの方のご相談もお受けしております。

